

## 「とよなか音楽月間」PRプロモーション業務委託 公募型プロポーザル募集要項

### 1. 実施目的

この事業は、豊中市内及び市外に居住する人を対象に、本市の魅力のひとつである「とよなか音楽月間」を広くPRすることで、「音楽あふれるまち・豊中」という都市イメージを定着させることをめざします。

### 2. 募集対象業務

#### (1) 業務の概要

別添「とよなか音楽月間」PRプロモーション業務委託仕様書のとおり

#### (2) 委託期間

契約締結日から平成29年(2017年)12月28日まで

#### (3) 予算額

委託料の上限は、2,000,000円(税込)

### 3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29年度豊中市指名競争入札参加資格を有すること。
- (3) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。  
ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同

法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

#### 4. 日程（いずれも、平成29年（2017年））

- (1) 募集要項等の公表 4月10日(月)
- (2) 質問事項の締切 4月12日(水) 17時15分必着  
 ※質問はメールで受け付け、質問への回答は、市のホームページに掲載し、個別には回答しません。
- (3) 質問事項への回答 4月17日(月)
- (4) 企画提案書等提出期限 5月2日(火) 17時15分必着
- (5) 第1次審査（書類審査）5月10日(水) 予定  
 ※応募事業者が5社以上あった場合のみ実施する。  
 第1次審査結果については、5月12日（金）に通知する。
- (6) 第2次審査（プレゼンテーション）5月16日(火)を予定  
 ※当日の時間、場所等は、第1次審査終了後、通知する。
- (7) 審査結果の通知予定日 5月中旬発送
- (9) 委託契約の締結予定日 6月上旬

#### 5. 応募方法

##### (1) 提出書類の種類

No	提出書類	留意事項	様式
1	プロポーザル参加 表明書	正本1部のみ提案者の代表者印（豊中市へ事業者登録を行っている印。以下同じ）を押印。副本は複写可	様式1
2	企画提案書	○企画提案書に盛り込んでいただきたい内容については、別添「「とよなか音楽月間」PR プロモーション業務委託に係る企画提案事項」（以下「企画提案事項」と	任意

		いう。) 参照。	
3	見積書	①見積書には、人件費、間接経費など、必ず見積金額の積算根拠を明示した内訳書を添付すること。 ②正本1部のみ提案者の代表者印（豊中市へ事業者登録を行っている印。以下同じ）を押印。副本は複写可	任意
4	団体の概要書（企業概要など）		任意

(2) 提出部数

正本1部、副本6部

(3) 提出期限

平成29年（2017年）5月2日（火） 17時15分必着

※提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とします。

(4) 提出方法

持参、郵送、宅配便のいずれかとします。

(5) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しません。

## 6. 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する審査会を設置し審査します。応募事業者が5社以上あった場合のみ、事前に第1次審査（書類審査）を行います。提案書及び提案書に基づく第2次審査（プレゼンテーション）を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とします。第2次審査（プレゼンテーション）の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者としません。なお、当会として最終合議のうえ一本化した審査結果を確定するものとします。

第2次審査（プレゼンテーション）の日程等は以下の通りです。

①日時：5月12日（木）を予定

※日時・場所等の詳細は、提案者に別途連絡します。

②発表時間：20分（各提案者につき15分以内のプレゼンテーションの後、質疑・応答することとする。）

③機材等：パワーポイント等を使用する場合に必要な機材はすべて、提案者で用意すること。本市は、スクリーンと電源のみ用意します。

④その他：当日の出席者は提案者あたり3名以内（プレゼンテーションを行うものを含む）とし、すべて今回の提案業務に関わるスタッフとする。

## (2) 評価項目

項目	配点	備考
(1)「とよなか音楽月間」パンフレット・ポスターの制作について	30	○<企画提案事項2.(1)①~④>について
	10	○<企画提案事項2.(1)⑤>について
(2)「とよなか音楽月間」のPRプロモーションについて	40	○<企画提案事項2.(2)>について
(3)業務遂行体制・スタッフ等の業務実績	10	○<企画提案事項2.(3)>について
(4)見積金額	10	○<企画提案事項2.(4)>について
(5)処分歴等	減点	公募開始日から過去3年以内の処分歴等についての評価

## (3) 審査結果の通知

結果は5月中旬に郵送にて通知します。なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではありません。

## 7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・本案件期間中に、上記3. で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査会が失格であると認めたとき

## 8. 契約について

- ①契約内容及び仕様等については、採択された提案をもとに本市と詳細を協議するものとする。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがあります。

- ②本業務の受託者は本市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこと。(受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く)

## 9. 留意事項

- ①本プロポーザルに要する経費(提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用等)は、応募者の負担とします。
- ②提出書類の返却、提出期限以降における書類の差替及び再提出には応じません。
- ③提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- ④応募を取り下げる場合は、速やかに下記担当課まで文書で通知してください。
- ⑤質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けません。

## 10. 応募先、質問先及び問い合わせ先

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市 都市活力部 魅力創造課

TEL 06-6858-2876 FAX 06-6858-3864

E-mail [toshikatsuryoku@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:toshikatsuryoku@city.toyonaka.osaka.jp)